

奈井江町寿公園の指定管理業務に関する協定書（案）

奈井江町（以下「甲」という。）と、_____（以下「乙」という。）とは、奈井江町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 16 年条例第 1 号。以下「指定手続条例」という。）第 8 条の規定に基づき、奈井江町寿公園（以下「寿公園」という。）における指定管理者の管理業務（以下「指定管理業務」という。）に関し次のとおり協定を締結する。

（指定管理業務の遂行）

第 1 条 乙は、奈井江町寿公園条例（平成 16 年条例第 3 号。以下「寿公園条例」という。）指定手続条例及び指定手続条例施行規則（平成 16 年規則第 1 号）に定めるほか、本協定書の定めるところにより、指定管理業務を行わなければならない。

2 指定管理業務の基本的な事項は、別表の寿公園指定管理業務仕様書に定めるところとする。

（指定管理業務の範囲）

第 2 条 乙が実施する指定管理業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 住民が快適かつ安全に利用できるようにするための施設の修繕、設備の点検、清掃、案内、秩序維持管理、入場の制限等、衛生的環境の確保、火災、盗難等の事故、事件の予防等の施設の維持及び管理
- (2) 寿公園条例第 6 条第 1 項各号に定める制限行為に関する同項の許可及び同条第 2 項の変更許可
- (3) 寿公園条例設置条例第 7 条第 2 項に基づく有料施設の使用許可
- (4) 寿公園の利用料金の収受
- (5) 施設利用の増進を図るために乙が自ら企画し、実施する事業
- (6) 上記業務に付随する業務

（甲が行う業務）

第 3 条 寿公園の施設及び設備の大規模修繕に関する業務は、甲（甲が当該業務を委託した者を含む。）が実施する。

(指定期間)

第 4 条 指定期間は、平成 24 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。

(管理費用)

第 5 条 甲が乙に支払う指定管理業務に係る費用(以下「管理費用」という。)は、次のとおりとする。

年 額 金 _____ 円 (消費税及び地方消費税相当額 _____ 円を含む。)

2 前項の管理費用は、次のとおり分割した上、乙の請求に基づき支払われるものとする。

回 数	支 払 期 日	支 払 金 額
1 回目	5 月 3 1 日まで	円
2 回目	8 月 3 1 日まで	円

(利用料金)

第 6 条 乙は、利用料金の額を定めようとするときは、事前に甲の承認を受けなければならない。

2 乙は、前項の承認の範囲内で額を変更するときは、その旨を届け出なければならない。

(事業報告等)

第 7 条 乙は、毎月 10 日までに、前月の業務報告を寿公園月間業務報告書(別記様式第 1 号) により提出しなければならない。

2 乙は、指定手続条例第 11 条に基づく年間の事業報告を、寿公園事業報告書(別記様式第 2 号) 及び寿公園指定管理業務収支報告書(別記様式第 3 号) により提出しなければならない。

(報告、調査及び指示)

第 8 条 甲は、指定管理業務又は経理の状況に関し、定期又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

（ 指定の取消し及び指定管理業務の停止 ）

第 9 条 甲は、指定手続条例第 10 条に規定するほか、次の各号に該当するときは、乙に対して、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の一部又は全部の停止を命ずることができる。

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 10 項の規定による報告の要求又は調査に対して、これに応じず、又は虚偽の報告をし、若しくは調査を妨げたとき。
- (2) 地方自治法第 244 条の 2 第 10 項の規定による指示に故意に従わないとき。
- (3) 寿公園条例又は協定の規定に違反したとき。
- (4) 指定手続条例第 2 条第 2 号の規定により明示する申込資格を失ったとき。
- (5) 申込みの際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき。
- (6) 団体の経営状況の悪化等により指定管理業務を行うことが不可能又は著しく困難になったとき。
- (7) 組織的な非違行為が行われていた場合など、当該指定管理者に指定管理業務を行わせておくことが、社会通念上著しく不適当と判断されるとき。
- (8) 指定管理業務が行われないとき。

2 前項の規定により指定管理者の指定が取り消されたときは、同時にこの協定も効力を失うものとする。この場合においては、指定を取り消された日から 30 日以内に、第 7 条第 2 項に規定する報告書を甲に提出しなければならない。

3 甲は、指定を取り消し、又は指定管理業務の停止を命じたときは、管理費用の全部又は一部を返還させることができる。

（ 権利の譲渡禁止等 ）

第 10 条 乙は、指定によって得た権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲が特に認めた場合はこの限りでない。

（ 委託の禁止等 ）

第 11 条 乙は、指定によって得た指定管理業務の権利又は義務の全部又は一部を第三者に委託することはできない。ただし、甲が特に認めた場合はこの限りでない。

（事故発生の報告等）

第 12 条 乙は、指定管理業務を行うに当たって事故が発生したときは必要な措置を講ずるとともに、甲へ遅滞なく報告し、その指示を受けなければならない。

（苦情処理）

第 13 条 乙は、指定管理業務の遂行に関し住民等から苦情があったときは、自己の責任及び費用において迅速かつ的確に対処するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、住民等からの苦情の内容が指定管理業務の範囲又は指定管理者の権限を越える事項に関するものであるときその他乙が単独で対処することが困難であるときは、速やかに、当該苦情の内容を甲に報告し、甲の指示に従って対処するものとする。

（損害賠償）

第 14 条 乙は、指定管理業務を行うに当たって、その責に帰すべき事由により第三者又は甲に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

（業務責任者等の報告）

第 15 条 乙は、指定管理業務の責任者（以下「業務責任者」という。）及び従事する職員（以下「職員」という。）を定め、甲に報告するものとする。

2 乙は、業務責任者及び職員に異動が生じたときは、速やかに甲に報告するものとする。

（施設等の使用）

第 16 条 乙は、寿公園管理事務所内の事務室を無償で使うことができる。この場合において、その使用に係る電気、電話並びに水道等の使用料金及び修繕に要する経費は、乙の負担とする。

2 乙は、前項に定める施設及び備付物件を指定管理業務の範囲を超えて使用してはならない。

（緊急の避難等の場所としての使用）

第 17 条 乙は、甲が住民の緊急の避難等（救助及び救援を含む。以下同じ。）の場所として本施設を使用する旨の通知があった場合は、その使用を優先しなけ

ればならない。

（帳簿等の整備保管）

第 18 条 乙は、次に掲げる帳簿等を整備し、これらを 5 年間保管しなければならない。

- （１） 金銭出納簿その他の経理書類
- （２） 指定管理業務に関する事業報告書及び収支決算報告書
- （３） 甲が別に指定する書類

（個人情報の保護等）

第 19 条 乙は、指定管理業務を行うに当たって、奈井江町個人情報保護条例（平成 17 年条例第 9 号）の規定により、漏えい、滅失又はき損の防止など保有個人情報の適切な管理のための措置を講じなければならない。

- 2 奈井江町個人情報保護条例に基づき、甲を通じて開示若しくは訂正の請求又は是正の申し出がなされたときは、乙は、速やかにこれらに応じなければならない。

（秘密の保持）

第 20 条 乙（従業員を含む。）は、業務上知り得た秘密をみだりに外部に漏らしてはならない。指定管理者又は指定管理者たる事業者の従業員でなくなった後も同様とする。

（奈井江町行政手続条例の適用）

第 21 条 乙は、施設の使用許可等の手続について、奈井江町行政手続条例（平成 9 年条例第 4 号）の規定により処理しなければならない。

（文書の公開）

第 22 条 乙は、指定管理業務を行うに当たって保有する文書の公開に努めなければならない。

- 2 奈井江町公文書公開条例（平成 9 年条例第 4 2 号）に基づき、甲を通じて、指定管理業務を行うに当たって保有する文書の開示等の請求があったときは、乙は、速やかにこれに応じなければならない。

(原状回復)

第 23 条 乙は、指定期間が終了したとき又は指定を取り消されたときは、自己の責任及び費用において、遅滞なく、施設の土地、建物及び設備を原状に復し、備品以外の動産を取り片付け、又は撤去しなければならない。

- 2 前項に規定にかかわらず、乙は、前項の原状回復の全部又は一部を行わないことについて甲の承認を得たときは、別途甲が指定する状態で施設を明け渡すことができるものとする。

(事務の引継ぎ)

第 24 条 乙は、指定期間が終了し、又は指定を取り消されたときは、甲の指示に基づき、甲及び次の指定期間の指定管理者に対して、遅滞なく事務の引継ぎを行うものとする。ただし、乙が引き続き指定管理者となる場合は、この限りでない。

(変更の届出)

第 25 条 乙は、申込において提出した書類(業務計画書及び収支計画書を除く。)に変更があった場合は、速やかに甲に届け出なければならない。

(租税公課)

第 26 条 指定管理業務の遂行に関連して生じる租税公課は、別の定めがある場合を除き、すべて乙の負担とする。

- 2 甲は、管理費用を支払う外に本協定に関するすべての公租公課について別途負担しないものとする。ただし、指定管理業務に直接関連する税制度の変更(広く事業者を対象とした税制度の変更を除く。)に伴い、本協定締結時点で甲及び乙が予測不可能であると認められる新たな公租公課の負担が乙に生じたことにより、指定管理業務の継続に支障を来すおそれがあるときは、乙は、管理費用の増額について甲に協議することができる。

(物価の変動等)

第 27 条 物価等の変動(物価、賃金水準、金利又は為替レート等の変動をいう。)又は社会経済情勢の変化(インフレーション、デフレーション、高齢化、産業・就業構造の変化等をいう。)に伴う損害又は増加費用は、次条第 4 号に該当する

ときを除き、乙が負担するものとする。

（協定の改定）

第 28 条 この協定は、概ね下記に掲げる事情が生じたとき、甲乙協議の上、改定するものとする。

- (1) 利用料金の額に関する寿公園条例の規定を改正するとき。
- (2) 開場時間等に関する寿公園条例の規定を改正するとき。
- (3) 施設の一部を新設し、又は廃止するとき。
- (4) 物価の大幅な変動があったとき。
- (5) 災害が発生したとき。

（疑義等の決定）

第 29 条 この協定に関し疑義が生じた事項及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定書 2 通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その 1 通を保有するものとする。

平成 年 月 日

空知郡奈井江町字奈井江 1 1 番地

（甲） 奈井江町

奈井江町長 北 良 治 印

（乙）

印